

東北地方で”初”となる「特定都市河川」に

なるせがわ よしだがわ たかぎがわ たかぎがわ
鳴瀬川水系吉田川等・高城川水系高城川等が指定！

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和5年7月18日に、国土交通省では、鳴瀬川水系吉田川等の計26河川を、宮城県では、高城川水系高城川等の計10河川を特定都市河川に指定します。

- 流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通大臣は、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）の第3条第1項等の規定に基づき、令和5年7月18日に、一級河川鳴瀬川水系吉田川等の計26河川について、特定都市河川として指定します。
- また、宮城県知事は、同日付けで、宮城県が管理する二級河川高城川水系高城川等（計10河川）について、法第3条第5項等の規定に基づき、特定都市河川として指定します。
- 今後、鳴瀬川水系吉田川等では、河川管理者・流域の都道府県及び市町村の長・下水道管理者等からなる流域水害対策協議会を組織し、河道掘削・遊水地等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、指定後、流域内において一定規模以上の宅地にする行為等については、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- なお、流域水害対策協議会設立に伴う「発足会」及び流域水害対策の推進に向けた「調印式」を8月に予定しております。開催時期等の詳細については別途お知らせいたします。

別紙1 「流域治水」の本格的な実践に向けた「鳴瀬川水系吉田川等」、「高城川水系高城川等」の特定都市河川への指定

参 考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践 特定都市河川浸水被害対策法の適用

<発表記者会>

石巻記者クラブ、古川記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

問い合わせ先

【事務局】

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所

住 所：宮城県石巻市蛇田字新下沼 80

電 話：0225-95-0194（代表）



副所長（企画） 石井 貴範 （内線 205）

流域治水課長 片山 一茂 （内線 351）

宮城県 土木部 河川課

住 所：宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1

電 話：022-211-3173



技術副参事（総合治水対策担当） 小野寺 正樹

企画調査班 技術補佐（班長） 東海林 宏幸